

産業廃棄物収集運搬業許可証

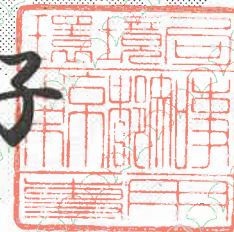
住所 東京都江戸川区松江一丁目3番10号

氏名 株式会社興農
代表取締役 梅澤 直美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 5月15日

許可の有効年月日 令和 8年 5月14日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥（脱水後のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上9種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上3種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都江戸川区松江一丁目5番23号

積替え保管面積：182.75m²

最大保管高さ：1.26m

産業廃棄物の種類	保管容量		
廃プラスチック類	1.0m ³ コンテナ	2個	2.0 m ³
金属くず	1.0m ³ コンテナ	3個	3.0 m ³
	3.6m ³ コンテナ	1個	3.6 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.12m ³ ブラケース	9個	1.0 m ³
水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯に限る。）	0.05m ³ ブラケース	3個	0.15 m ³
	保管量合計		9.75 m ³

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として6時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成18年5月15日 新規許可

令和3年5月15日 更新許可 第3回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

